

中青戸町会規約

令和8年5月1日・発行

- 第 1 条 本会は中青戸町会と称し、事務所を会長宅(町会事務所)に置く。
- 第 2 条 本会は青戸3丁目の一部及び4丁目地区に居住する世帯主、事業主(この地区に事業所、営業所)を有する個人、法人の代表者を以て組織する。
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦ならびに福祉の増進及び地域の環境整備を図り町の発展を後援することを目的とする。
- 第 4 条 本会は目的を達成するために次の事業を行う。
1、防犯、防災に関する事業
2、交通安全に関する事業
3、安全安心の町づくり及び地域環境整備に関する事業
4、青少年育成ならびに婦人に関する事業
5、その他本会が必要と認めた事業、及び関係団体との連携に関する事業
- 第 5 条 本会に次の役員及び委員を置く。

会 長	1 名	部 長	4 名
副会長	4 名	副部長	(若干名)
総 務	3 名	地区長	6 名(6 地区)
会 計	2 名	副地区長	(若干名)
会計監査	2 名	委 員	(若干名)

- イ、市民消防隊長は部長と同格とする。(現在休止中)
ロ、子供会会長は青少年育成部長を兼任する。
ハ、各地区・班を組織しそれぞれ長を委任し、各長は相互に密接なる連絡を図り、地域会員の親睦を図る。
ニ、顧問及び相談役は会長の諮問機関とする。

- 第 6 条 本会の各任務
- 会 長 (本会を代表して会務を統括する)
副会長 (会長を補佐し会長事故あるときは其の職務を代行する)
総 務 (各部に属さない行事計画、事務処理、機関運営業務)
会 計 (会計事務、財務の管理)
会計監査 (定期的に監査し総会に監査報告する)
- 防災、防犯部 (防災訓練及び防災資機材の管理、防犯活動)
市民消防隊 (防火活動及び防災資機材の管理)
事業部 (祭礼、盆踊り、他事業の行事推進)
交通部 (地域交通安全運動、及び行事の交通安全対策)
青少年育成部 (青少年の育成活動)
婦人部 (女性会員の相互信頼と奉仕活動の推進、諸行事の協力)
地区長 (機関と会員の相互連絡事項、配布物等の協力)
- 各部正・副部長 (其の担当する部門の事業を処理実行する)
○ 各 委 員 (所属する部門で専門的に活動する)

- 第 7 条 本会の役員を選出は次の方法による。
1、役員を選出は会員から選考委員会で推薦し総会に諮り承認を受ける。
2、総会前までに全役員の中から選考委員会構成し互選で役員を決める。
3、選考委員会は総会の一週間前までに定数の候補者を推薦選出して本人の了承を得て報告し承認を受ける。

- 第 8 条 役員任期
1、役員任期は2年間として、再任を妨げないこととする。
2、欠員補充は残任期間として、役員会に推薦できる。
3、会長は2期4年の任期として、再任を妨げないこととする。

- 第 9 条 本会の会議は次の通りとする。
- 1、総会
 - 2、役員会(会長、副会長、各役員)
 - 3、全体集会(役員、班長、関係機関)
 - 4、会計監査
 - 5、臨時総会(会員の3分の1以上の申し出がある時は開催できる)
 - 6、総会・全体集会・役員会は会長が招集し議長に又は議長を指名できる。
 - 7、議事は総べて出席者の過半数の同意により決定する。
(可否同数は議長権限で決定する)
- 第 10 条 本会の規約改廃は総会で決定する。
- 第 11 条 定期総会は毎年度1回会長が招集して開催する。
- 1、総会は次の事項について審議する。
 - イ、事業報告・事業計画案
 - ロ、決算報告・予算案
 - ハ、会計監査報告
 - 二、役員を選出
 - ホ、会則その他の重要事項の審議
- 2、定期総会は委任状提出者を含めて、会員の5分の1以上の出席がなければ開催できない。
- 3、災害、感染症等発生時の特例措置として、行事、総会を変更、中止する場合もある。但し総会中止の時は役員会をもってそれに代える。
- 第 12 条 本会の経費は会費及び寄付金、その他の収入で運営する。
- イ、会費の納入は地区別に集金する。
 - ロ、会費は月200円とする。(集合住宅は部屋数×2400円)
法人及び事業主・宿泊施設は年5000円以上とする。
 - ハ、退会による会費は原則として返金しない。
- 第 13 条 本会の財産に対する請求権は之を認めない。
- 第 14 条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
(年度末には事業報告及び収支会計決算の監査を受ける)
- 第 15 条 会長は事業年度の初めに於いて各部の予算を提出し、役員会の承諾を受ける。
- 第 16 条 本会は会員若しくは役員中で「善行」等に関する該当者が生じた時は役員会に諮り関係機関等に表彰推薦する。
- 第 17 条 助成金
本会は子供会・旅行会・市民消火隊に、助成を行い協力する。
- 細 則
- 1、会員の災害その他必要と認めた場合は役員会に諮り適切な処置をとる。
 - 2、役員 of 怪我、病氣入院など1ヶ月以上の場合には見舞金を送る。
 - 3、本会は役員(期間15年以上)の退任者には記念品を贈る。
 - 4、会員における慶弔規定(詳細は役員会で定める)
 - 5、会員本人及び配偶者(同居祖父母含む)香典1万円(死亡届2ヶ月以内)
- 附 則 本会は規約・昭和37年10月28日より実施する。
- | | | | |
|-------------|-----------|-----------|------|
| 規約・平成8.9.19 | 平成12.4.28 | 平成16.4.28 | |
| 平成20.4.28 | 平成24.6.26 | 平成28.4.24 | |
| 令和3.5.1 | 令和4.5.21 | 令和8.5.1 | 一部改正 |

<p>○班長・婦人部について(各地区に数名を輪番で置く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回覧、配布物の手配を行う。(班) ・回覧板の記入事項を地区長に報告する。(班) ・盆踊り(祭)の模擬店、防災訓練の炊き出し訓練の手伝いを行う。(班・婦)
--